

防府市子育て短期支援事業実施要綱

令和6年4月1日制定

（目的）

第1条 この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設又は里親において一定期間、養育・保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を含む。）を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業主体）

第2条 この事業の実施主体は、防府市とする。

（事業の種類）

第3条 この要綱で、子育て短期支援事業とは、短期入所生活援助（ショートステイ）及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業をいう。

（短期入所生活援助（ショートステイ）事業の内容）

第4条 市長は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、実施施設等において養育・保護を行うものとする。

（短期入所生活援助（ショートステイ）事業の対象者）

第5条 この事業における対象者は、防府市内に住所を有し、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は親子等とする。

（1） 児童の保護者の疾病

(2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

(3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(5) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

(6) レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、親子での利用が必要であると市長が認める場合

(7) 経済的問題等により緊急一時的に親子保護を必要とする場合
(短期入所生活援助(ショートステイ)事業の利用期間)

第6条 養育・保護の期間は、当該保護者の心身の状況、当該児童の養育環境その他の状況を勘案して市長が必要と認める期間とする。

(夜間養護等(トワイライトステイ)事業の内容)

第7条 市長は、保護者が、仕事等その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(夜間養護等(トワイライトステイ)事業の対象者)

第8条 この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童、及びレスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、利用が必要であると市長が認めた親子とする。

(子育て短期支援事業の実施施設等)

第9条 実施施設は、あらかじめ市長が指定した児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親等、児童及び保護者を適切に保護することができる者とする。

(利用申請)

第 10 条 短期入所生活援助(ショートステイ)事業を希望する者は、緊急やむを得ない場合を除き事業の利用を希望する前日までに、短期入所生活援助(ショートステイ)利用申込書(第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

2 夜間養護等(トワイライトステイ)事業を希望する者は、緊急やむを得ない場合を除き事業の利用を希望する前日までに、夜間養護等(トワイライトステイ)利用申込書(第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

(利用決定)

第 11 条 市長は前条の利用申請があった場合、実施施設の受け入れに支障がない限り、速やかに利用決定を行うものとする。

2 短期入所生活援助(ショートステイ)決定通知書(第 2 号様式)により保護者に通知するとともに、短期入所生活援助(ショートステイ)委託決定通知書(第 3 号様式)により実施施設に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の手続きは事後であっても差し支えないものとする。

3 夜間養護等(トワイライトステイ)決定通知書(第 2 号様式)により保護者に通知するとともに、夜間養護(トワイライトステイ)委託決定通知書(第 3 号様式)により実施施設に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の手続きは事後であっても差し支えないものとする。

(中止及び届け)

第 12 条 実施施設は、事業の実施について次に掲げるいずれかの理由が生じたときは、事業を中止するものとする。

(1) ショートステイ等を利用する児童の健康状態の変化等により実施施設での対応が著しく困難になったとき。

(2) ショートステイ等を利用する児童が事業の対象に該当しなくなったとき。

(3) トワイライトステイ等を利用する児童の健康状態の変化等に

より実施施設での対応が著しく困難になったとき。

(4) トワイライトステイ等を利用する児童が事業の対象に該当しなくなったとき。

2 実施施設は同条第1項の規定により事業を中止するときは、短期入所生活援助（ショートステイ）施設利用中止届（第4号様式）により、市長に届けるものとする。

実施施設は同条第1項の規定により事業を中止するときは、夜間養護等（トワイライトステイ）施設利用中止届（第4号様式）により、市長に届け出るものとする。

（児童の付添い）

第13条 この事業に伴う児童の移送は、原則として保護者が行うものとする。ただし、保護者による送迎が困難な場合は、実施施設による付添い送迎を利用することができる。

（費用）

第14条 市長は、事業に要した経費（別表の事業単価により算定した額）を実施施設に支弁するものとする。

2 実施施設の長は、7月、10月、1月、4月の10日までに、前3か月分について、前項に基づき算定した額を市長に請求するものとする。

（利用者負担金）

第15条 市長は、事業の実施に要した経費の一部（別表の利用者負担額により算定した額）を保護者から徴収することができる。

2 保護者は、利用にかかる負担額を市に納付しなければならない。

（実績報告）

第16条 実施施設の長は、毎月10日までに前月分について、別表に基づき算定した額を短期入所生活援助（ショートステイ）受託実績報告書及び夜間養護等（トワイライトステイ）受託実績報告書により市長に提出するものとする。

（関係機関との連携）

第17条 市長及び実施施設の長は、この事業の実施に当たっては、

相互に連携を図り、児童相談所、母子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関とも十分な連携をとるものとする。

(その他)

第18条 市長は、支援を要する当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により利用をすることが著しく困難であると認めるときは、支援を提供（措置）することができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか子育て短期支援事業の実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】実施基準表

対 象 児 童 等	事 業 単 価	利 用 者 負 担		
		生活保護世帯	市民税非課税世帯	一般世帯
2歳未満児・慢性疾患児	8,650円	0円	2,160円	4,320円
2歳以上児	4,740円	0円	1,180円	2,370円
親子入所する場合の親 及び 緊急一時保護の親	1,200円	0円	300円	600円

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】実施基準表

対象事業	事業単価	利用者負担		
		生活保護世帯	市民税非課税世帯	一般世帯
夜間養護事業（基本分） 17時～21時	900円	0円	220円	450円
夜間養護事業（宿泊分） 21時～8時	900円	0円	220円	450円
休日預かり事業（土・日・祝） 8時～17時	2,010円	0円	500円	1,000円

※居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付添いを利用した場合、上記事業単価に加え、実施日数1日当たり1,860円を実施施設に支弁する。

※事業単価は、市が実施施設に支弁する1日1人当たりの単価である。

※利用者負担額は、市が保護者から徴収する1日1人当たりの利用徴収金の単価である。